

「とやまっ子 子育て応援券」対象サービスへの障害児向け福祉サービスの追加について

1 趣 旨

県実施の「とやまっ子 子育て支援サービス普及促進事業」（とやまっ子 子育て応援券）の対象サービスに、平成28年度以降、障害児向け福祉サービスである「短期入所」及び「日中一時支援」を追加することにより、障害の有無に関わらず子育てを行う家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種子育てサービス等の利用促進を図る。

2 「とやまっ子 子育て支援サービス普及促進事業」の概要

別紙のとおり

3 新たに追加する障害児向け福祉サービス

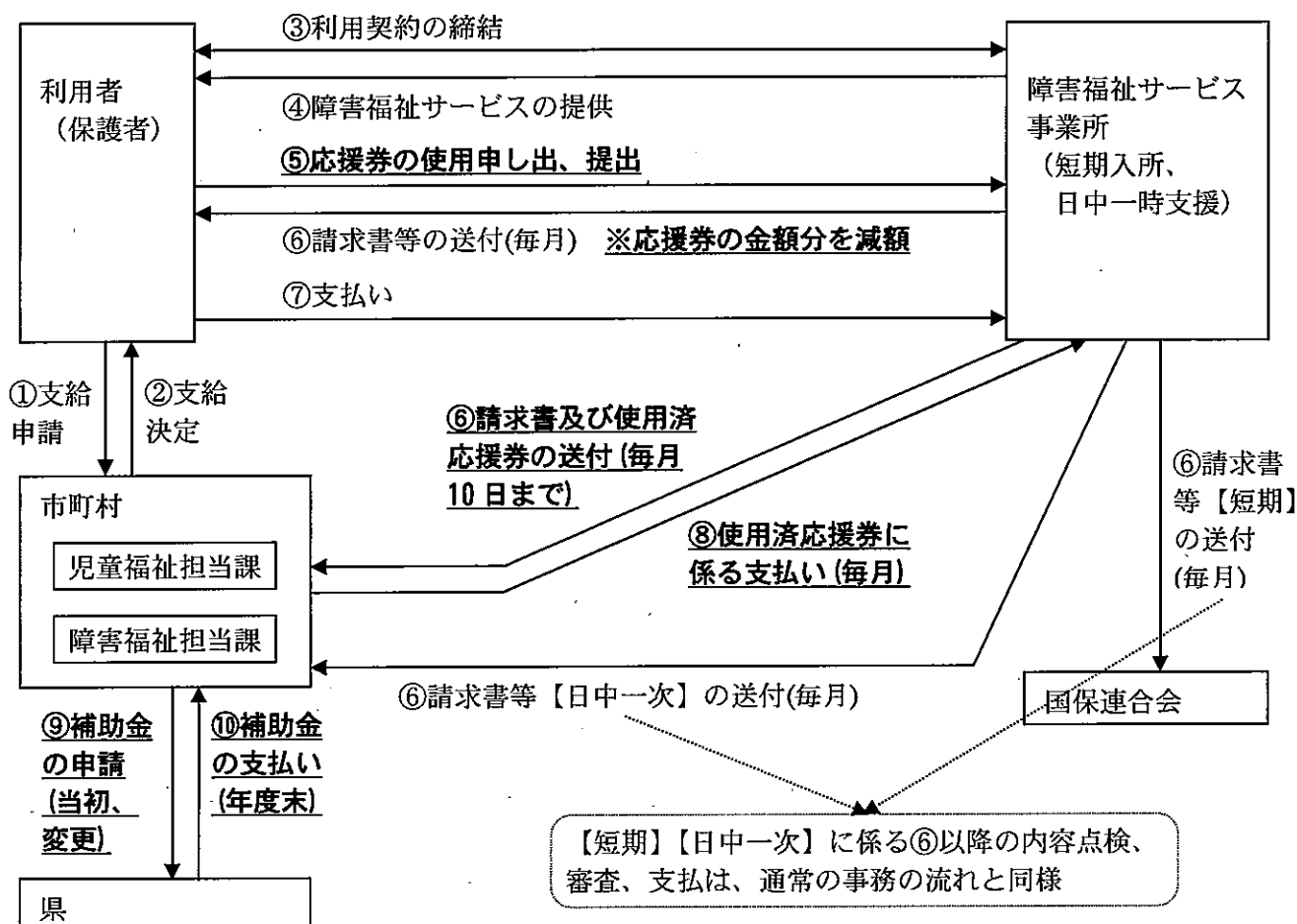
(1) 対象サービス

ア 短期入所	障害児を介護されている方の疾病その他の理由により、一時的に介護ができなくなった場合に、その間障害児を施設に入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護を行うもの
イ 日中一時支援	日中における活動の場を確保するとともに、障害児の家族の就労支援や一時的な休息を目的に、施設等において障害児の見守り等を行うもの

(2) 利用対象者、利用範囲及び利用方法

ア 利用対象者	市町村からサービス支給決定を受けた未就学児及び小学生 ※配布対象の子どもの兄弟姉妹についても、応援券の有効期間内であれば対象
イ 利用範囲	利用契約を締結した障害福祉サービス事業所
ウ 利用方法	利用料（食費、原材料費、光熱水費等を含む）について子育て応援券で支払い ※500円未満の差額に対する使用は認めない

4 事務の主な流れ ※太字傍線箇所が、子育て応援券の利用に伴い新たに発生する事務



5 補助制度

- (1) スキーム 県→市町村（県10/10補助）
- (2) 補助対象経費 「とやまっ子 子育て応援券」の利用実績に応じ請求を受け支払った経費

6 Q&A

Q1 応援券の使用希望や使用枚数等について、いつ利用者（保護者）に確認すればよいか。

A1 応援券については、利用者にサービスを提供した際に、①応援券を使用するか否か、②使用する場合何枚使用するかについて保護者に確認のうえ、③応援券を実際に受け取っておき、月末締めで請求金額を確定させる段階で、受け取っていた応援券の金額分を差し引いて請求書を作成し、利用者（保護者）に送付することが望ましい。

なお、利用者（保護者）に請求書を送付後、応援券使用の申し出があった場合は、事務手続きの関係から使用を認めないこととして差し支えない。

Q2 応援券に係る請求と、日中一時支援サービスに係る請求は、それぞれで請求書を作成のうえ市町村に送付することになるのか。

A2 応援券に係る請求は児童福祉担当課へ、日中一時支援サービスに係る請求は障害福祉担当課へそれぞれ送付してもらうことになる。

なお、応援券に係る市町村への請求締切日（10日）までに請求書等の提出が間に合わなかった場合は、翌月分として繰越処理されることになる。

「とやまっ子子育て応援券」を ご利用ください

～有効期限は
3歳の誕生日の前日まで～

「とやまっ子 子育て応援券」の
有効期間は3年間です。
3歳の誕生日の前日まで
ご利用ください。

平成27年度に生まれた
お子さんにはイエロー
の応援券を発行します。



平成24年度発行

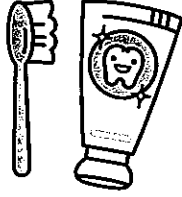
平成25年度発行

平成26年度発行



※表紙がピンクの応援券(平成23年度発行分)については、すべて有効期限を迎えました。

◆応援券を利用できるサービス一覧

	サービス内容等	サービス提供機関	利用対象者
I 保 育 ・ 育 児 支 援	一時保育	保育所	サービス提供機関ごとに 定められた方が対象 (配付対象の子どもの兄弟姉妹 を含む) ※ 予防接種については、 中学生までが対象
	子どもの一時預かりや送迎 産前産後の世話等の家事・育児サービス (シルバー人材センターのみ)	ファミリーサポートセンター、 シルバー人材センター	
	病児・病後児保育	オープン型病児・病後児保育実施施設	
	読み聞かせ絵本の購入(※指定絵本)	指定書店	
II 保 健	任意の予防接種(インフルエンザ等) ※HPでご確認ください。	医療機関、助産所	
	乳児健康診査(1か月児健診等)、母乳相談、 母乳マッサージ、乳児の沐浴指導		
	フッ素塗布(保険外診療(自由診療))	歯科医療機関	
III そ 他	市町村独自サービス	認可外保育施設・幼稚園での一時預 かり、ショートステイ等	

※市町村独自サービスについて
は、詳細はお住まいの市町村
担当窓口でご確認ください。

※応援券は、金券ではないの
で、通常保育料(延長保育等)
や医療費、指定絵本以外の物
品購入(ミルク・おむつ代等)
には、利用できません。

※「とやま子育て応援団」の協
賛店と本事業の「応援券」は
直接は関係ありません。

※任意の予防接種及びフッ素塗
布は、医療機関に応援券の取
扱いを確認してください。

※フッ素塗布については、保険
外診療(自由診療)が対象と
なります。

※平成27年4月1日から指定絵本の対象が拡大されました。詳しくはHPでご確認ください。

◆応援券を利用できる区域

原則お住まいの市町村内
保育・育児支援サービス(「読み聞かせ絵本の購入」を除く)
市町村独自サービス

原則として県内全域
「読み聞かせ絵本の購入」及び保健サービス



◆子育て支援サービスについて(各サービスの申込み方法等については、お住まいの市町村担当窓口へお問合せください。)

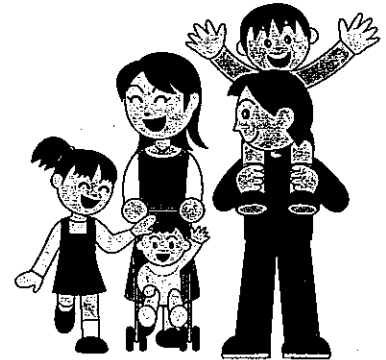
一時保育	保護者の都合(仕事、通院、その他用事、リフレッシュ)により、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に保育園でお預かりします。
ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人と、提供したい人がそれぞれ会員登録するもので、一時的な預かりや、送迎を行います。
病児・病後児保育	子どもが病気の回復時など保育所等に通えない場合、病院や保育所でお預かりします。
シルバー人材センター	産前産後の家事補助、短時間の子守りなどを行います。
助産所	助産師が産後の母乳相談、母乳マッサージ、乳児の沐浴指導を行います。

子育て応援券事業の概要

県と市町村では、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進するため、保育サービス等の利用券「とやまっ子 子育て応援券」を配付する「とやまっ子 子育て支援サービス普及促進事業」を実施しています。



応援券の金額	第1子、第2子 1万円分(500円券×20枚×1セット) 第3子以降 3万円分(500円券×20枚×3セット)
応援券の有効期間	誕生日から3年間
応援券の配付窓口	市町村の児童福祉担当窓口等



子育て応援券の利用手続き

【現物払い】応援券で支払うサービス

利用料は、応援券(及び端数は現金)でサービス提供者へお支払いいただきます。



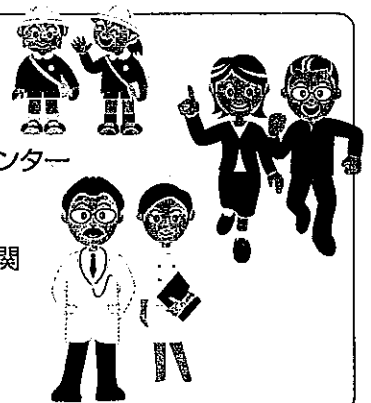
子育て家庭

サービス利用
(例:3,200円)



支払いは、
応援券3,000円分と、
現金200円を支払い

- 保育所
- 病児・病後児保育施設
- ファミリーサポートセンター
- シルバー人材センター
- 書店
- 助産所
- 歯科医療機関
- 医療機関



【償還払い】

一部医療機関においては、「償還払い」となります。
各医療機関にお問い合わせください。

(注)償還払いは利用料を一度現金でお支払いいただき、ご自身でお住まいの市町村窓口へご請求いただく方式です。



※このステッカーのある施設で
応援券の利用ができます。

お問合せ先

富山県厚生部児童青年家庭課(子育て支援班)

子育て応援券 富山県 検索

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL:076-444-3208 FAX:076-444-3493